

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	8	担当課	産業政策課
			法第110条 第2項	不利益処分の種類	計量証明事業者への事業規程変更命令	
事業規程の変更命令 法第110条 第107条の登録を受けた者(以下「計量証明事業者」という。)は、その登録に係る事業の実施の方法に関し経済産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 2 都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、同項の規定による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。						
(事業規程) 施行規則第43条 法第110条第1項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 計量証明の対象となる分野に関する事項 二 計量証明を実施する組織に関する事項 三 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項 四 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項 五 計量証明書の発行に関する事項 六 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項 七 前番号に掲げるもののほか計量証明の事業に関し必要な事項						